

○下水道事業の再評価に当たっての評価手法 新旧表

改正案	現行
下水道事業の再評価に当たっての評価手法 第1 目的 (略) 第2 詳細な評価手法 (略) 1 整理すべき指標 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) <u>主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点</u> <u>・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請</u> ・コスト縮減方策 コスト縮減に対する取り組みの状況。 コスト縮減の効果。 ・代替案の検討 代替案の内容。 代替案の実現性。 代替案と現行案の比較結果。 2 対応方針を決定する際の判断基準、判断する際の考え方等 (1) 事業の進捗状況に関する指標	下水道事業の再評価に当たっての評価手法 第1 目的 (略) 第2 詳細な評価手法 (略) 1 整理すべき指標 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討 ・コスト縮減方策 コスト縮減に対する取り組みの状況。 コスト縮減の効果。 ・代替案の検討 代替案の内容。 代替案の実現性。 代替案と現行案の比較結果。 2 対応方針を決定する際の判断基準、判断する際の考え方等 (1) 事業の進捗状況に関する指標

・進捗率

事業計画に定めた必要な工事費が執行できておらず、その原因が事業主体の財政状況悪化、他の優先度の高いプロジェクトの存在等予算上の制約であり、今後解消される見込みが立たなければ、原則として事業計画の改善について検討する。

・処理場用地の取得状況

① 処理場用地が全く取得できていない場合

地権者又は地権者の代理人に対し用地買収を目的とした説明又は交渉を実施できていない状況、あるいは交渉は行われているが、1件も契約に至っていない状況であり、再評価を実施している年度内に契約を締結しうる確実な見込みが立たない状況であれば、原則として事業計画の改善について検討する。

② 用地が一部しか取得できていない場合

当初策定した（第1期の）事業計画で規定された処理能力を確保するために必要な用地も取得できていない場合は、処理施設の配置の見直しにより当該処理場に必要施設機能・能力の確保を図る。

これによりがたい場合は、再評価を実施している年度内に必要な用地を確保するよう努力するものとするが、契約を締結しうる確実な見込みが立たなければ、原則として事業計画の改善について検討する。

・施設の供用状況

一部あるいは全ての施設が供用されておらず、短期的に他の施設で機能を代替することが不可能な場合及び再評価を実施している年度内に施設を供用出来ない確実な見込みが立たない場合は、原則

・進捗率

事業計画に定めた必要な工事費が執行できておらず、その原因が事業主体の財政状況悪化、他の優先度の高いプロジェクトの存在等予算上の制約であり、今後解消される見込みが立たなければ、原則として事業計画の見直しについて検討する。

・処理場用地の取得状況

③ 処理場用地が全く取得できていない場合

地権者又は地権者の代理人に対し用地買収を目的とした説明又は交渉を実施できていない状況、あるいは交渉は行われているが、1件も契約に至っていない状況であり、再評価を実施している年度内に契約を締結しうる確実な見込みが立たない状況であれば、原則として事業計画の見直しについて検討する。

④ 用地が一部しか取得できていない場合

当初策定した（第1期の）事業計画で規定された処理能力を確保するために必要な用地も取得できていない場合は、処理施設の配置の見直しにより当該処理場に必要施設機能・能力の確保を図る。

これによりがたい場合は、再評価を実施している年度内に必要な用地を確保するよう努力するものとするが、契約を締結しうる確実な見込みが立たなければ、原則として事業計画の見直しについて検討する。

・施設の供用状況

一部あるいは全ての施設が供用されておらず、短期的に他の施設で機能を代替することが不可能な場合及び再評価を実施している年度内に施設を供用出来ない確実な見込みが立たない場合は、原則

として事業計画の<u>改善</u>について検討する。 ・ 予定処理区域内の面整備状況 事業計画で規定された工事完成の予定年月日を勘案したうえで、再評価時点における予定処理区域内の面整備状況が著しく遅れており、かつ面整備が遅れている合理的な理由がない場合は、原則として事業計画の<u>改善</u>について検討する。 ・ 供用開始区域の接続状況 再評価時点で処理場の供用開始後３年以上が経過しているにもかかわらず、接続率が著しく低く、かつ接続率が低い合理的な理由がなく、再評価を実施している年度内に接続状況が大きく改善される確実な見込みが立たない場合は、供用開始区域の接続率を向上する対策を講じるとともに、今後整備する区域の接続率を向上させる観点から原則として事業計画の<u>改善</u>について検討する。 ・ 地元情勢等 事業主体（流域下水道事業においては関係市町村を含む。）の議会において当該事業の反対決議、中止勧告等が議決された場合、事業計画の<u>改善</u>について検討する。 事業に係る地権者、処理場周辺住民等の利害関係人から協力が得られない、あるいは反対されている場合は、かかる事態が継続している期間、従前から関係者に対し実施してきた説明状況等を勘案しつつ現行の事業計画に基づき事業を継続する妥当性について検討するとともに、必要に応じ事業計画の<u>改善</u>について検討する。 (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標 ・ 社会経済情勢 事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（都市計画のうち市街	として事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 ・ 予定処理区域内の面整備状況 事業計画で規定された工事完成の予定年月日を勘案したうえで、再評価時点における予定処理区域内の面整備状況が著しく遅れており、かつ面整備が遅れている合理的な理由がない場合は、原則として事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 ・ 供用開始区域の接続状況 再評価時点で処理場の供用開始後３年以上が経過しているにもかかわらず、接続率が著しく低く、かつ接続率が低い合理的な理由がなく、再評価を実施している年度内に接続状況が大きく改善される確実な見込みが立たない場合は、供用開始区域の接続率を向上する対策を講じるとともに、今後整備する区域の接続率を向上させる観点から原則として事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 ・ 地元情勢等 事業主体（流域下水道事業においては関係市町村を含む。）の議会において当該事業の反対決議、中止勧告等が議決された場合、事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 事業に係る地権者、処理場周辺住民等の利害関係人から協力が得られない、あるいは反対されている場合は、かかる事態が継続している期間、従前から関係者に対し実施してきた説明状況等を勘案しつつ現行の事業計画に基づき事業を継続する妥当性について検討するとともに、必要に応じ事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 (5) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標 ・ 社会経済情勢 事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（都市計画のうち市街
---	--

化区域・用途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）のうち、当該地域における人口フレーム等が変更されたり、物価の変動等工事価格に影響を与える要因に大きな変動がある場合は、原則として事業計画の改善について検討する。

放流水域及び下流における上水道の水源としての利用状況が変化した場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の改善について検討する。

埋蔵文化財が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・自然環境条件

当該事業により保全される公共用水域の水質の動向、水質汚濁に係る環境基準が新たに設定された、あるいは変更された場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の改善について検討する。

貴重な生態系・生物種（天然記念物、絶滅危惧種、固有種）が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・計画変更の有無及びその程度

再評価の対象となる期間中に全体計画が変更された場合は、変更内容及びその理由が妥当なものであることを確認する。

事業計画が変更された場合は、認可変更時期、当初策定した（第1期の）事業計画の達成状況、変更内容、変更時期、その理由について妥当なものであることを確認する。

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

化区域・用途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）のうち、当該地域における人口フレーム等が変更されたり、物価の変動等工事価格に影響を与える要因に大きな変動がある場合は、原則として事業計画の見直しについて検討する。

放流水域及び下流における上水道の水源としての利用状況が変化した場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の見直しについて検討する。

埋蔵文化財が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の見直しについて検討する。

- ・自然環境条件

当該事業により保全される公共用水域の水質の動向、水質汚濁に係る環境基準が新たに設定された、あるいは変更された場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の見直しについて検討する。

貴重な生態系・生物種（天然記念物、絶滅危惧種、固有種）が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の見直しについて検討する。

- ・計画変更の有無及びその程度

再評価の対象となる期間中に全体計画が変更された場合は、変更内容及びその理由が妥当なものであることを確認する。

事業計画が変更された場合は、認可変更時期、当初策定した（第1期の）事業計画の達成状況、変更内容、変更時期、その理由について妥当なものであることを確認する。

(6) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）平成18年11月（社）日本下水道協会」に準拠し費用効果分析を行う。結果が1.0未満の場合については、費用・効果を構成する各要因の妥当性を再確認するとともに、事業計画の<u>改善</u>について検討する。 なお、下水道による汚水処理の整備が概成した市町村について高度処理等の対策を実施する場合には、これらの対策に関する費用効果分析をもって、処理区の費用効果分析を行ったものと見なすことができることとする。 (4) <u>主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点</u> <u>・上位の計画・ビジョン、法制度等の変更の動向を踏まえ、その対応について柔軟に検討するとともに、地震や土砂災害・浸水被害等の自然災害に対する防災・減災対策の強化への取組、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請に対する取組について十分に検討し、必要な整備に努める。</u> ・再評価に際しては、コスト縮減方策について十分検討し、更に効率的な整備に努める。 また、事業計画の<u>改善</u>を行う場合には、必要に応じ下水道事業以外の代替案を含めた検討を行う。 第3 チェックリスト等による評価手法 (略) 第4 留意事項 (略) 第5 施行期日	「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）平成18年11月（社）日本下水道協会」に準拠し費用効果分析を行う。結果が1.0未満の場合については、費用・効果を構成する各要因の妥当性を再確認するとともに、事業計画の<u>見直し</u>について検討する。 なお、下水道による汚水処理の整備が概成した市町村について高度処理等の対策を実施する場合には、これらの対策に関する費用効果分析をもって、処理区の費用効果分析を行ったものと見なすことができることとする。 (7) <u>コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討</u> ・再評価に際しては、コスト縮減方策について十分検討し、更に効率的な整備に努める。 また、事業計画の<u>見直し</u>を行う場合には、必要に応じ下水道事業以外の代替案を含めた検討を行う。 第3 チェックリスト等による評価手法 (略) 第4 留意事項 (略) 第5 施行期日
--	---

1 本細目は、<u>令和8年7月1日</u>から施行する。 2 <u>平成22年4月1日</u>に策定された下水道事業の再評価に当たっての評価手法は廃止する。	1 本細目は、<u>令和22年4月1日</u>から施行する。 2 <u>平成19年11月22日</u>に策定された下水道事業の再評価に当たっての評価手法は廃止する。
---	--